

2018年8月10日

商品類型 No.130「家具 Version2.3」の 部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

「家具 Version2」は、2016年6月1日に制定されてから2年経過し、「家具 Version1」認定基準書の有効期限(2019年6月30日)まで1年を切り、Version1の認定商品が再審査を今後受けることになっている。Version2の認定基準見直しで想定していなかった内容や現状を踏まえ、部分改定を行う。

2. 改定箇所

以下のとおり、認定基準を一部改定する。(追加：下線部、削除：見え消し)

4-1-1 省資源と資源循環

<共通>

(1) 主要材料が、表1の再生材料の基準配合率を満たすこと。

ただし、金属類が製品全体質量(接着剤・塗料などの副資材除く)の95%以上使用されている棚、収納用什器~~および別表2に該当しない品目~~は本項目(1)に代えて基準項目(2)を満たすこと。別表2のマットレスは本項目(1)に代えて基準項目(3)を満たすこと。

なお、本項目(1)に代えて、別表2に該当しない品目で金属類が製品全体質量(接着剤・塗料などの副資材除く)の90%以上使用されている製品は基準項目(2)を、主要材料がプラスチック材に該当し植物由来プラスチックを使用する製品は基準項目(4)を、別表2に該当しない品目で製品の外面積の50%が革材を使用する製品は基準項目(22)を、主要材料が木材に該当し森林認証木材を使用する製品は基準項目(24)を、それぞれ満たすことでもよい。

表1 再生材料の基準配合率

主要材料名	再生材料の原料名	基準配合率
紙材	古紙パルプ	70%以上
木材	再・未利用木材	30%以上
プラスチック	ポストコンシューマ材、プレコンシューマ材	15%以上*

*ポストコンシューマ材を使用する場合は、10%以上とする。

<共通>

- (5) 保守部品または消耗部品の供給期間は当該製品の製造停止後、10年以上とすること。
ただし、単一部材のみで構成される製品(例えば、プラスチックの成型品など)または基準項目(6)において製造停止後10年以上、利用者の依頼に応じて修理を行っている場合は、本項目を適用しない。

4-1-3 有害物質の制限とコントロール

<共通>

- (12) 製品に難燃剤を使用する場合には、PBB(ポリブロモビフェニル)、PBDE(ポリブロモジフェニルエーテル)、短鎖塩素化パラフィン(鎖状 C 数が 10~13、含有塩素濃度が 50%以上)および HBCD(ヘキサブロモシクロドデカン)を処方構成成分として添加しないこと。
製品は、抗菌剤を可能な限り使用しないこと。なお、抗菌剤を使用する場合には、一般社団法人繊維評価技術協議会の SEK マーク、一般社団法人抗菌製品技術協議会の SIAA マーク等の認証を受けていること。
- (14) 屋内家具に使用される接着剤・および塗料、または、接着剤・および塗料が使用された屋内家具(部品)は、ホルムアルデヒドの放散について、以下の a) ~c) のいずれか一つに適合すること。ただし、金属部品に使用される焼付け塗装は除く。
また、F☆☆☆☆等級に相当する塗料が使用できない場合には、塗装後、十分な養生期間を設け、出荷段階で F☆☆☆☆等級に相当することを確認していること。
- a) JIS 規格または JAS 規格による F☆☆☆☆等級に相当していること。
- b) JIS A 1460「建築用ボード類のホルムアルデヒド放散量の試験方法ーデシケータ法」により測定したホルムアルデヒド放散量が平均値:0.3mg/L 以下、最大値:0.4mg/L 以下であること。
- c) JIS A 1901「建築材料の揮発性有機化合物(VOC)、ホルムアルデヒドおよび他のカルボニル化合物放散測定方法ー小型チャンバー法」により測定したホルムアルデヒド放散速度が $5 \mu \text{g}/(\text{m}^2 \cdot \text{h})$ 以下であること。

<主要材料が木材>

- (17) 屋内家具に使用される塗料は、別表 6 の「建材からの VOC 放散速度基準(建材からの VOC 放散速度基準化研究会)」の放散基準値を満たすこと。または、塗料における VOC の 4 物質(トルエン、キシレン、エチルベンゼンおよびスチレン)の各々の含有量が 0.1%(質量比)未満であること。

金属部品に使用される焼付け塗装は除く。

5. 配慮事項

認定の要件ではないが、製造にあたっては以下に配慮することが望ましい。なお、各項目の対応状況を付属証明書に記載すること。

- (6) 屋内家具の金属部品に使用される焼付け塗装用の塗料、または、その塗料が使用された屋内家具(部品)は、ホルムアルデヒドの放散について、以下の a) ~c) のいずれか一つに適合すること。
- a) JIS 規格または JAS 規格による F☆☆☆☆等級に相当していること。
 - b) JIS A 1460 「建築用ボード類のホルムアルデヒド放散量の試験方法—デシケータ法」により測定したホルムアルデヒド放散量が平均値：0.3mg/L 以下、最大値：0.4mg/L 以下であること。
 - c) JIS A 1901 「建築材料の揮発性有機化合物(VOC)、ホルムアルデヒドおよび他のカルボニル化合物放散測定方法—小型チャンバー法」により測定したホルムアルデヒド放散速度が $5 \mu\text{g}/(\text{m}^2 \cdot \text{h})$ 以下であること。
- (7) 屋内家具の金属部品に使用される焼付け塗装用の塗料は、別表 6 の「建材からの VOC 放散速度基準 (建材からの VOC 放散速度基準化研究会)」の放散基準値を満たすこと。または、塗料における VOC の 4 物質(トルエン、キシレン、エチルベンゼンおよびスチレン)の各々の含有量が 0.1%(質量比)未満であること。

3. 改定日： 2018 年 8 月 10 日

以上